

平成 19 年 4 月 11 日

各 位

東京都港区赤坂一丁目 1 1 番 4 4 号
株式会社リサ・パートナーズ
代表取締役社長 井無田 敦
(コード番号：8924 東証1部)
問合せ先 執行役員経営戦略部長 柳 嘉夫
電話番号 03 (5573) 8011 (代表)

2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

平成 19 年 4 月 11 日開催の当社取締役会において、2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき、下記のとおりお知らせいたします。

【円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行の背景】

当社グループは、これまで金融と不動産を軸とした投資銀行として、順調に事業成長してまいりました。また、当社グループは、昨今の良好な事業環境を捉え、貸付債権や不動産を対象とする投資活動を大きく拡大させております。当期につきましても、中期経営計画（平成 19 年 12 月期～平成 21 年 12 月期）の初年度として、収益基盤の飛躍的拡大を目指し、特に投資残高の積み上げに戦略的に取り組んでおります。その結果、当第一四半期において不動産共同投資で総額 420 億円超の資産取得を達成するとともに、債権自己投資で約 240 億円の投資にも成功し、当初想定を上回る順調な投資実績を達成することができました。

これら投資規模の拡大に伴い、資金需要が大幅に増大していることに対応し、安定的な資金調達の実現や、当面の株主資本効率の最大化と中長期的な資本充実との両立といった観点から、今般の新株予約権付社債の発行の決定に至りました。

【円貨建転換社債型新株予約権付社債を選択した理由】

当社は、資金調達手段の選択にあたって、今後予想される中長期的な金利上昇局面における金利負担の圧縮や、株主資本効率の向上と財務健全性の両立といった点を念頭に置き、慎重に検討を進めてまいりました。

本新株予約権付社債は 7 年債という長期安定的な資金であり、かつゼロクーポンでの発行により金利負担を極小化できるものと見込まれます。また、時価を上回る転換価額の設定に加え、転換価額の下修正条項も付されていないことから、1 株当たり利益の希薄化を極力抑制するものとなっており既存株主に十分に配慮した商品設計となっております。これらのことから本新株予約権付社債は、当面の株主資本効率の最大化と将来的な資本充実を図ることができ、現在の当社にとって最良かつ最適な資金調達手段であると判断いたしました。

なお、本新株予約権付社債は、スイス市場を中心とする海外市場（但し、米国を除く）において募集されます。

ご注意：この文書は、当社が 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

記

1. 社 債 の 名 称 株式会社リサ・パートナーズ 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）
2. 本 社 債 の 払 込 金 額 本社債の額面金額の 100.5%（各本社債額面金額 5,000,000 円）
3. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭の額 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
4. 本新株予約権の割当日 2007 年 4 月 27 日（チューリッヒ時間）
5. 本新株予約権付社債の払込期日及び発行日 2007 年 4 月 27 日（チューリッヒ時間）
6. 募集に関する事項
 - (1) 募 集 の 方 法 Mizuho International plc, London, Zurich Branch 及びその他の買取人（以下「幹事会社」と総称する。）の総額個別買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（アメリカ合衆国を除く。）における募集。但し、買付の申込は 2007 年 4 月 12 日午前 8 時（日本時間）までに行われるものとする。
 - (2) 募 集 価 格 本社債の額面金額の 103%
7. 本新株予約権に関する事項
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法
 - ① 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - ② 本新株予約権付社債の所持人が本新株予約権を行使した場合に、当社が交付すべき当社普通株式の数は、当該本新株予約権付社債の所持人による本新株予約権の行使に係る本社債の払込金額の総額を下記(3)②記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株の 100 分の 1 の整数倍の端数が発生する場合には、現金により精算し、1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない（当社が単元株制度を採用した場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生するときには、当社は会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1 株未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた 1 円未満の端数はこれを切り捨てる。
 - ③ 本新株予約権が行使された場合に交付すべき当社普通株式の総数は、本社債の払込金額の総額を下記(3)②記載の転換価額で除した数とする。
 - (2) 本新株予約権の総数 2,400 個
 - (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
 - ① 本新株予約権の行使に際しては、本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。
 - ② 当初転換価額
転換価額は、当初、当社取締役会の授権に基づき、当社代表取締役社長井無田敦（以下「当社代表取締役社長」という。）が、本新株予約権付社債の条件決定日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の 107.5%を下回らない範囲で、上記 2. 記載の本社債の払込金額その他の当社取締役会の決議事項及び投資家の需要状況その他の市場動向を勘案して決定する。
 - ③ 転換価額の調整
転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整される。

ご注意：この文書は、当社が 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(なお、「既発行株式数」には当社が保有する当社普通株式は含まない。)

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当の場合を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行、当社による一定の財産、金銭等の当社株主への分配、その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストック・オプション・プラン、インセンティブ・プランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
2007年5月11日から2014年4月14日の銀行営業終了時（いずれもルクセンブルグ時間）までとする。但し、本社債が繰上償還される場合、には、当該償還日の8銀行営業日前の日の銀行営業終了時（ルクセンブルグ時間）まで、また、買入消却の場合は、本新株予約権付社債が Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に引き渡されたときまで、また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、2014年4月14日より後に本新株予約権を行使することはできない。
- (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 本新株予約権の行使請求受付場所
Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.
- (8) 当社が組織再編を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付
① 組織再編等（下記8.(4)②(ハ)に定義する。）が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を引き受けさせ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる引受け及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能で、これにつき Mizuho International plc, London, Zurich Branch 及び Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. との間で合意し、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せず、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本①記載の当社の努力義務は、当社が Mizuho International plc, London, Zurich Branch に対して下記8.(4)②(ハ)(ii)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

ご注意：この文書は、当社が2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

② 上記①の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

(イ) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ) 承継会社等の新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ) 承継会社等の新株予約権の目的である株式の数

当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は、上記 7. (3)③と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換若しくは株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記(i)の場合を除くその他の組織再編等(但し、当社及び承継会社等が上記(i)又は本(ii)のいずれを利用するか選択しうる場合の合併、株式交換若しくは株式移転において、本(ii)を適用することを選択した場合を含む。)の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

(ニ) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。

(ホ) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日から、上記 7. (5)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(ヘ) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(ト) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加す

ご注意：この文書は、当社が 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

る資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ) 組織再編等が行われた場合

承継会社等について組織再編等が行われた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

(リ) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等普通株式の数につき、1株の100分の1の整数倍の端数が発生する場合には、現金により精算し、1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の株式はこれを切り捨てる)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。また、当該組織再編等の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができない。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された新株予約権を、当該組織再編等の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できる。

- ③ 当社は、上記①の定めに従い、本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

- (9) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

8. 本社債に関する事項

- (1) 本社債の発行総額 120億円
(2) 各本社債の額面金額 5,000,000円
(3) 本社債の利率 利息は付さない。
(4) 本社債の償還方法

① 満期償還

2014年4月28日に本社債の額面金額の100%で償還する。

② 期中償還

(イ) 120%コールオプション条項による繰上償還

当社は、当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値が20連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり当該各取引日において有効な転換価額(上記7.(3)②に定義される。)の120%以上となった場合、当該20連続取引日の最終日から30日以内に、本新株予約権付社債の所持人に対して償還日に先立つ30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、2009年4月27日以降、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額の100%で償還することができる。当社はかかる償還を行う場合、上記通知より前で当該20連続取引日の最終日から15日以内に Mizuho

ご注意：この文書は、当社が2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

International plc, London, Zurich Branch に対して書面にて通知するものとする。

(ロ) 税制変更による繰上償還

当社が、本社債に関する支払いに際し、下記(7)①に従う追加金の支払いが必要となったこと又はなりうることを Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に説明し、了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行うことにより、2007 年 4 月 27 日後、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額の 100% で償還することができる。

(ハ) 当社が組織再編等を行う場合の繰上償還

組織再編等(以下に定義する。)が生じたが、(i)上記 7. (8)①記載の措置を講ずることができない場合、(ii)承継会社等(上記 7. (8)①に定義する。)が、当該組織再編等の効力発生日において、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が Mizuho International plc, London, Zurich Branch に対して交付した場合又は(iii)その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由に該当する場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して東京における 14 営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額に下記(7)①に基づく追加金(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記 7. (3)②記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 140%とする。かかる方式の詳細は、当社代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、上記 7. (3)②記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、(i)当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)における(a)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(b)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(c)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(d)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)の承認決議の採択、並びに(ii)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの総称である。

(ニ) 上場廃止による繰上償還

(i) 証券取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、

ご注意：この文書は、当社が 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

証券取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の140%とする。)に下記(7)①に基づく追加金(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、当社の償還義務に関する本(二)の規定は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額に下記(7)①に基づく追加金(もしあれば)を付して繰上償還するものとする。

当社が上記(ハ)及び本(二)の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(ハ)の手続が適用されるものとする。

(ホ) クリーンアップコール条項による繰上償還

当初発行された本社債の額面金額の90%以上につき本新株予約権の行使及び/又は本社債の買入消却が行われている場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して償還日に先立つ30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、2007年4月27日後2014年4月25日まで、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債の額面金額の100%で償還することができる。

③本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還(プットオプション)

本新株予約権付社債の所持人は、その保有する本社債を2010年4月27日又は2013年4月26日にその額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、2010年3月26日から2010年4月9日まで又は2013年3月26日から2013年4月9日までの間に償還通知書とともに当該本新株予約権付社債を Mizuho Trust & Banking(Luxembourg) S.A. に預託することを要する。

上記にかかわらず、償還通知書を提出した本新株予約権付社債の所持人は、本新株予約権付社債の要項に従い、本新株予約権付社債に付された本新株予約権を行使して本株式を取得できる権利を留保する。但し、Mizuho Trust & Banking(Luxembourg) S.A. において、2010年4月27日又は2013年4月26日の8営業日前の日におけるルクセンブルグにおける銀行営業終了前にその旨の通知を受領することを条件とする。

ご注意：この文書は、当社が2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

上記のように償還のために Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. に預託された本新株予約権付社債は、残存しているものとみなされない。

- ④ 買 入 消 却 当社及び／又は当社の子会社は、適用法令及び規則に従って、Mizuho International plc, London, Zurich Branch を介して、任意の価額で随時本新株予約権付社債を買入れ、これを保有し、処分することができる。当社又は当社の子会社は、買入れた本新株予約権付社債を消却のため Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. に引渡すことができる。この場合、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. は直ちに引渡された本新株予約権付社債を消却する。
- ⑤ 債務不履行等による強制償還 本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が発生し、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. が残存する本社債の期限の利益喪失宣言の通知をした場合には、当該通知を受領した後 15 日以内に当該事由を治癒し、又はその他の本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置をとらない限り、当社は、残存する本社債の全部につき期限の利益を喪失し、本社債の額面金額の 100% で償還しなければならない。
- (5) 本社債券の様式 無記名式新株予約権付社債券とし、本新株予約権付社債の所持人は本新株予約権付社債券について、記名式とすることを請求することはできないものとする。
- (6) 本社債の担保又は保 証 本社債には担保又は保証を付さない。
- (7) 特 約
- ① 追加金の支払い
本社債の元本及び額面超過金（もしあれば）は、日本の租税公課を源泉徴収することなく支払われる。もし、一定の日本国非居住者又は外国法人である本新株予約権付社債の所持人につき、源泉徴収が必要となった場合は、当社はかかる一定の本新株予約権付社債の所持人の受領金額が当該源泉徴収がなければ受領できたであろう金額と等しくなるように追加金を支払う。
- ② 担保設定制限
本社債の残存期間中（但し、元本及び額面超過金（もしあれば）の満額が Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. に支払われる日までの期間に限る。）、当社は、現在又は将来の「外債」又は「外債」についての保証、補償その他類似の債務につき、その所持人のために当社の現在又は将来の資産又は収入に質権、抵当権その他の担保を設定しない。但し、当該担保の利益が同時に本社債にも同等に及ぶ場合、又は Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. が上記の担保と比べて不利でないとするか本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された担保又は保証が本新株予約権付社債の所持人のために提供される場合は、この限りではない。
上記における「外債」とは、当社又は第三者が発行するボンド、ノート又はディベンチャーにより表章される債務（日本法上の社債に該当し、満期が 1 年を超えるものをいう。）のうち (i) 日本円以外の通貨で表示されるもの、又は (ii) 日本円で表示され、かつ当初その元本総額の過半が当社若しくはかかる第三者により又はその承諾を得て日本国外で募集若しくは販売されるものをいう。なお、上記 (i) 及び (ii) のいずれの場合においても、日本国外の証券取引所、店頭市場又はその他類似の証券市場において、当面、登録され、上場され、通常取扱われ、若しくは取引されているも

ご注意：この文書は、当社が 2014 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

- の、又はそれが意図されているものをいう。
- (8) 取得格付 なし。
- (9) 支払代理人 Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.
9. 上場 該当事項なし。
10. 安定操作取引 該当事項なし。

ご注意：この文書は、当社が2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

(ご参考)

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

手取金概算額 12,040 百万円については、債権投資・不動産投資等に充当する予定でありませ

(2) 前回調達資金の使途の変更

平成18年5月30日払込の一般募集による公募増資により約8,166百万円を調達しましたが、資金使途に変更ありません。

(3) 業績に与える見通し

債権投資・不動産投資を通じ、中長期的な当社収益の寄与が見込まれます。また、本新株予約権付社債はゼロクーポンでの発行であるため、金利コストの抑制が見込まれ、株式への転換後は株主資本の充実を通じ、財務安定化につながるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最も重要な経営課題の一つと認識しております。基本方針としては、企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保の充実を図り、安定的かつ長期にわたる利益成長に努めた上で、その業績状況に対応して弾力的に利益配当を実施していくこととしております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当につきましては、上記方針に基づき、業績と内部留保の状況を勘案しつつ決定することとしております。

(3) 内部留保金の使途

当社は、投資事業として、自己勘定で行う不動産、債権、株式等に対するプリンシパル投資事業、不動産共同投資及び企業再生ファンド等を通じたファンド投資事業を展開しております。内部留保金につきましては、これら投資事業において収益機会を見込める投資を機動的に展開していくための資金に充当し、事業の更なる拡大及び収益の極大化に努めていく予定です。

(4) 過去3決算期間の配当状況等 (単体)

	平成16年12月期	平成17年12月期	平成18年12月期
1株当たり当期純利益	6,710.99円	13,223.26円	21,200.56円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	0円 (0円)	1,500円 (0円)	2,000円 (0円)
実績配当性向	－%	11.3%	9.4%
株主資本当期利益率	18.0%	20.5%	19.8%
株主資本配当率	－%	2.4%	2.0%

- (注) 1. 各決算期の1株当たり当期純利益は、当該決算期間の当期純利益を期中平均株式数で除した数値であります。
2. 各決算期の実績配当性向は、当該決算期間の1株当たりの年間配当金を1株当たりの当期純利益で除した数値であります。
3. 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(期首の資本の部又は純資産の部合計と期末の資本の部又は純資産の部合計の平均)で除した数値であります。
4. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当総額を株主資本(期首の資本の部又は純資産の部合計と期末の資本の部又は純資産の部合計の平均)で除した数値であります。
5. 平成17年12月期の1株当たり年間配当金には、東京証券取引所市場第一部への上場記念配当300円を含んでおります。
6. 平成16年12月期の1株当たり配当額、実績配当性向及び株主資本配当率については、配当を行っていないため、記載しておりません。
7. 平成16年8月20日付で普通株式1株を4株に、平成19年4月1日付で普通株式1株を2株にそれぞれ株式分割を行っております。

ご注意：この文書は、当社が2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

3. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため算出しておりません。

なお、当社は、転換社債型新株予約権付社債の発行及び旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を導入しております。

①ストックオプションの付与状況（平成19年3月31日現在）

株主総会の特別決議日	新株発行予定残数	発行価格	資本金組入額	権利行使期間
平成14年5月27日	140株	20,000円	10,000円	平成16年7月1日から平成19年6月30日まで
平成15年3月28日	16株	20,000円	10,000円	平成17年5月1日から平成20年4月1日まで
平成15年10月16日	3,680株	22,500円	11,250円	平成17年12月1日から平成20年11月30日まで
平成16年11月25日	①第4回第1種 5,136株 ②第4回第2種 2,568株 ③第4回第3種 2,568株	234,584.9円	117,293円	平成18年11月25日から平成22年11月25日まで
平成17年3月30日	220株	385,910円	192,955円	平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
平成18年3月30日	449株	634,000円	317,000円	平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

②転換社債型新株予約権付社債の残高等（平成19年3月31日現在）

形態	発行総額	転換価額	発行日	転換社債の残高	転換率
2010年3月31日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債	5,000百万円	357,846.40円	平成17年5月6日	3,320百万円	33.6%

(注) 当社は、平成19年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しております。

(3) エクイティ・ファイナンスの状況

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

	公募増資	第三者割当増資 (オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資)
発行株式数	14,000株	20株
発行日	平成16年10月15日	平成16年11月16日
発行価格	280,330円	—
発行価額	262,990円	262,990円

ご注意：この文書は、当社が2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

	2010年3月31日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債
発行総額	5,000百万円
発行日	平成17年5月6日
転換価額	178,923.20円

- (注) 1. 当社は、平成19年4月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しております。
2. 転換価額は平成19年4月10日現在です。

	公募増資
発行株式数	18,000株
発行日	平成18年5月30日
発行価格	477,240円
発行価額	457,560円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年12月期	平成17年12月期	平成18年12月期	平成19年12月期
始 値	700,000円 □600,000円	268,000円	556,000円	509,000円 □359,000円
高 値	2,930,000円 □630,000円	614,000円	712,000円	739,000円 □370,000円
安 値	700,000円 □202,000円	258,000円	372,000円	504,000円 □335,000円
終 値	1,800,000円 □264,000円	555,000円	502,000円	700,000円 □338,000円
株価収益率	38.1倍	42.4倍	20.5倍	—

- (注) 1. 平成19年12月期につきましては、平成19年4月10日現在で表示しております。
2. 当社株式は平成16年3月18日付をもって東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、平成16年12月期は平成16年3月18日以降の株価を記載しております。なお、平成17年12月12日付をもって東京証券取引所市場第一部に上場いたしましたので、同日以降の株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
3. 当社は、平成16年8月20日付で1株を4株に、平成19年4月1日付で1株を2株にそれぞれ株式分割を実施しております。□印は、それぞれ株式分割による権利落ち後の株価であります。
4. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益（連結）で除した数値であります。

以 上

ご注意：この文書は、当社が2014年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。